

売買春 -2-

児童の人権を保護するための法律があります

児童買春・児童ポルノ禁止法

この法律では、児童買春行為や児童ポルノの製造などを処罰することとしています。
また、日本国民が国外で児童買春や児童ポルノに係る行為を行った場合についても処罰されます。

出会い系サイトのワナ～気持ちのすき間に入り込む～

「出会い系サイト」利用による犯罪が後を絶ちません。また、被害児童のアクセス手段は、ほとんどが携帯電話です。

見ない!

書き込まない!

3つの
NO!

援助交際の手書き込みは、
処罰の対象です。

絶対に会わない!

児童の利用が禁止されているのに、
あえて会おうとするのは、「危険な」
相手だからです。



出会い系サイト規制法とは？

- 児童(18歳未満の者)の「出会い系サイト」の利用
- 出会い系サイトの掲示板に書き込みをして、性交の相手やお金を目的の交際を求めることが禁止されています。

この法律は大人も児童(18歳未満の者)も処罰の対象です。

※児童の保護者にも、児童による出会い系サイトの利用防止措置等を講じる責務があります。

一人で悩まず、すぐ相談を

相談窓口

ヤングテレホンコーナー Tel. 0120-276-556

～あなたの通報で子どもや女性を魔の手からまもりましょう!～

匿名通報ダイヤル Tel. 0120-924-839

(対象犯罪)

- 少年の福祉を害する犯罪(買春や強制わいせつなど)や人身取引事犯

子どもや女性に対する
犯罪情報を求めます。

通報者の匿名性を確
保します。

情報料を受け取ることができます。
(一定の基準を満たした場合)

